

第 2 2 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 1 0 月 7 日 (月)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第87号から第90号)
日程第4 議事(議案第91号から第95号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 0 人)

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
4 番	土合 正夫	5 番	中井 敏男
6 番	山下 隆之	7 番	横山 實
8 番	石井 寿男	9 番	前花 敏子
10 番	山崎 秋夫	11 番	永森 薫
12 番	三島 博	13 番	大松 治雄
14 番	舟木 康眞	15 番	杉森 雅弘
16 番	山本 久雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	24 番	永野 邦夫

欠 席 委 員 (4 人)

3 番	熊西 忠治	17 番	水元 睦雄
22 番	佐伯 洋作	23 番	橋爪 秀夫

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第88号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第89号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第90号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第92号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第94号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第95号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫
主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

ただいまから、第22回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「3番熊西委員」「17番水元委員」「22番佐伯委員」「23番橋爪委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「24番 永野委員」「1番 石庭委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第83号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第88号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第88号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分
いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第89号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第89号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分
いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第90号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第90号 農地法第18条第6項の規定による通知等につい
てを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第91号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の6ページをご覧ください。
今回は2件ございます。
【議案第91号を議案書をもとに朗読】
今回申請のあった2件はいずれも経営規模拡大を目的とする所有権移転
です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

中井委員

2番についてながやけど、この議案書にある譲渡人の さんの472㎡
の小作地の状況について教えて下さい。

事務局

この 472 m²の農地の現況は畑で、 さんが家庭菜園として耕作をされています。

中井委員

わかりました。
この小作地ちゃ、畑として耕作しておられるちゅことやね。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第 9 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第 9 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第 9 2 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 9 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 7 ページの議案第 9 2 号をご覧ください。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 9 2 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は農機具格納庫敷地を目的とする転用申請です。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について土合委員よりお願いします。

山崎秋夫委員

議案第92号の1番について説明します

申請者は、集落内で約2ヘクタールを耕作する農家です。

現在の宅地は高低差のある地形にあることから、登記簿上は約800㎡の敷地となっておりますが、実際には法面が多く、宅地として利用できるのは、そのうち約500㎡ほどです。

以前は申請者夫婦だけで暮していたことから現在の敷地でも問題はなかったのですが、平成21年に長女一家が同居をはじめたことから、自家用車も3台に増え、現在の敷地では手狭になってきました。

このため車を宅内の坂地に駐車せざるを得ず、大変危険な状態となっております。

そこで家族で話し合った結果、敷地内にある農機具置場の一部を自家用車の置場とし、コンバインやトラクターなどを収納するための格納庫を隣接する農地を転用して新築することにされました。

今回の転用により周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会や生産組合の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第92号の1番について、説明をさせていただきます。

申請地は土地改良事業等の受益外であり、周囲を宅地に囲まれた200㎡足らずの小区画農地であることから、これを2種の低生産性小集団農地と判断します。

今回の転用目的は農業用途でもあることから、別段問題はないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第92号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第92号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第93号及び議案第94号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと議案第94号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてを関連がありますので、一括して議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書8ページの議案第93号と94ページの議案第94号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件と農地法の許可に対する事業計画変更承認申請は1件となっております。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案書をもとに朗読】

議案第93号の

1番は一般住宅敷地への転用を目的とする申請です。

2番は農家住宅敷地の拡張を目的とした申請です。

3番は管理道路敷地への転用を目的とした申請です。

議案第94号の

1番は資材置場として許可されていた転用許可を一般住宅敷地に事業計画変更するための申請です。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番の件について石井委員よりお願いします。

石井委員

議案第93号の1番と議案第94号の1番について説明します

譲受人は譲渡人の娘さんで、現在は結婚され夫と子供3人の家族5人で

に家族で暮しておられます。

譲受人である娘さんが射水市内で家を建てることになったきっかけは、夫が平成26年4月から仕事で富山に勤務することが決まったことから、実家にも近く子育てや両親の老後の面倒をみるのにも便の良い父親所有の農地を転用して家を建てることになったものです。

土地の選定にあたって周辺の空地等も検討されましたが、取得可能な物件はなく、家族で相談をされた結果、平成7年当時、建設業を営んでいた父親が資材置場にするため転用許可を受けていた今回の土地について、その後の廃業により、転用されずに放置されていたものを譲り受け、宅地に転用しようと計画をされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合等の同意は得られております。

議長（舟木会長）

2番については橋爪委員よりご説明を頂くところでありますが、本日は欠席されておりますので、事務局より変わって説明をお願いします。

事務局(安元)

議案第93号の2番について、橋爪委員に代わって説明します
譲受人は現在、地内で3反余りの農地を耕作する農家です。

現在の住居は今から50年ほど前に建てたもので、台所が隣地との境界にありプロパンガスボンベの取り替えなどの際にもようやくと通れるだけの通路しかないため、支障を来しておりました。

先ごろ、隣接する農地が地区の公民館駐車場敷地として転用されることになったことから、この機会に宅地に隣接する部分を住宅敷地の一部として譲り受けることにされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合、土地改良区の同意は得られております。

議長（舟木会長）

3番について山下委員より説明をお願いします。

山下委員

譲受人は市内に本社を置く産業廃棄物処理業者です。

今回、新たな事業として地内の丘陵地を利用して太陽光発電施設を整備することになりました。

ところが丘陵地に続く農地は幅が狭く、工事用の大型車両などは通行が困難な状況です。

このため、工事用及び管理用の道路として転用を計画している敷地の中に農地の一部が含まれていることから、これを管理用道路敷地にしようとするものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合等の同意は得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、順に説明をさせていただきます。

まず、1番の件ですが、申請地は土地改良事業等の受益外であり、周囲を宅地と県道に囲まれた小区画農地であることから、これを2種の低生産性小集団農地と判断します。

また、今回の転用目的は一般住宅敷地ですが、利用計画や敷地面積等についても別段問題はないと考えます。

次に2番についてです。

申請地は10ヘクタール以上の一団の農地に連担しており、土地改良事業の実施されている区域内にあることから、これを1種農地と判断します。

1種農地は原則不許可となりますが、目的が農家住宅敷地の拡張であることから、やむを得ないと考えます。

つづいて3番についてです。

申請地は、土地改良事業の受益外で、周囲を宅地や山林等で囲まれた低生産性小集団農地であることから、これを2種農地と判断します。

本申請地は、太陽光発電施設への連絡通路であり、代替農地の可能性もないことから、転用はやむを得ないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
と議案第94号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
を許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第93号と94号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第95号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第95号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案4件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第95号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第95号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに可決されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第22回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時47分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年11月6日(水)午後2時
射水市役所 布目庁舎301号会議室

平成25年度農地パトロールの実施について

実施日 10月28日(月) 午前9時30分～ 新湊・大島・下地区
午後2時00分～ 小杉・大門地区

富山県農業委員大会の開催について

市長選と市議会議員選挙における農業委員の選挙運動について

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 永 野 邦 夫

署名委員 石 庭 文 男

第二十二回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十五年十月十一日
至 平成二十五年十月三十一日